

- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約の締結と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成16年2月20日(金曜) 午後6時まで
(郵送の場合は提出期限までに必着すること。)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部警務部会計課管財係
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成16年3月4日(木曜)
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部2階
熊本県警察本部 警務部会計課管財係
(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県警察本部警務部会計課管財係
(電話 096-381-0110 内線 2269)

熊本県公告第99号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年2月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
宇土都市計画道路 3・4・10号宇土駅東中央線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第100号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、長洲町又は岱明町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
長洲都市計画道路 3・2・1号長洲玉名線及び3・6・13号新山海岸線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
長洲玉名線
長洲町大字長洲字新山、字上一丁目、字上二丁目、字上六丁目、字下一丁目、字新港、字下原、字下三丁目、字下四丁目、字中塩屋、字内浜、字上外浜、字下ノ割の各一部
同町大字清源寺字中道下、字部都、字川西、字外浜、字塘下、字塘添、字遠見下、字前浜、字東牟田の各一部
同町大字赤腹字堀越、字塘下の各一部
岱明町大字扇崎字中外牟田、字東外牟田の各一部
同町大字鍋字外牟田、字村下一ノ割、字村下二ノ割、字巽田の各一部

- 同町大字浜田字八反割、字塘添、字六ノ割、字四ノ割、字三ノ割、字二ノ割、字一ノ割の各一部
 同町大字高道字新一ノ割、字新二ノ割、字新三ノ割、字新四ノ割、字新五ノ割、字古八ノ割、字古七ノ割、字中島ノ下、古二ノ割、古一ノ割の各一部
 新山海岸線
 長洲町大字長洲字新山の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課、熊本県玉名地域振興局土木部企画課、長洲町建設課及び岱明町建設課
- 4 縦覧期間
 平成16年2月10日から平成16年2月24日まで

熊本県公告第101号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成16年2月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 熊本城屋
 熊本県熊本市下通一丁目3番10号
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
 変更前 中央三井信託銀行株式会社 代表取締役 古沢 熙一郎
 変更後 中央三井信託銀行株式会社 代表取締役 田辺 和夫
- 3 変更の年月日
 平成15年6月26日
- 4 変更する理由
 代表者の変更のため
- 5 届出年月日
 平成16年1月26日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課
 平成16年2月6日から平成16年6月5日まで

熊本県公告第102号

熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項（昭和61年熊本県告示第698号）に基づく平成15年度熊本県水産業改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年2月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成15年度熊本県水産業改良普及員資格試験合格者

受験番号
03001

熊本県公告第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就職の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成16年2月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 土地改良区の名称
 二瀬本土土地改良区
- 2 就職する清算人

氏 名	住 所
森田 成美	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 1449 番地の 2
佐藤 一雄	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 169 番地
山辺 伯	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 1471 番地
橋本 秀幸	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 35 番地
佐藤 康則	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 260 番地
佐藤 新	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 50 番地
小屋迫 厚文	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 1468 番地

工藤 直士	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 1254 番地
田上 義広	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 1389 番地
山辺 新喜	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 1454 番地
有働 研	阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本 1347 番地
玉目 則房	阿蘇郡蘇陽町大字玉目 614 番地

登載依頼

熊本県警察本部告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成16年2月6日

熊本県警察本部長 大山 憲 司

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
 運転免許センター庁舎清掃業務委託 一式
- 2 入札参加資格
 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成16年2月6日（金曜）から平成16年2月27日（金曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成17年9月30日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成17年7月1日から平成17年7月31日まで行う。

熊運免公告第24号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年2月6日

熊本県警察本部長 大山 憲 司

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
 運転免許センター庁舎清掃業務委託 一式
 - (2) 委託業務の内容
 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、運転免許センター庁舎清掃業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契